

年調ソフトの不具合の解消について

国税庁ホームページ及び各公式アプリストア（以下「国税庁ホームページ等」という）に公開されている年調ソフトにつきまして、住宅借入金等特別控除の計算に次の不具合が発生していましたが、当該不具合を修正した年調ソフト（Ver2.0.3）を国税庁ホームページ等に公開いたしましたので、お知らせいたします。

【不具合の内容】

住宅借入金等特別控除申告書の作成において、「(特別) 特定取得」の欄で「特定取得(特別特定取得以外)」を選択した場合の控除額の上限額について、次のとおり算出される。

住居等の種類	修正前	修正後
一般の住宅の取得等 (新築、既存住宅の取得、増改築)	200,000 円	400,000 円
認定長期優良住宅(新築) 認定低炭素住宅(新築)	300,000 円	500,000 円

修正前の年調ソフト（Ver2.0.0～2.0.2）をご利用されている方につきましては、お手数ですが、年調ソフト（Ver2.0.3）にアップデートしていただきますようお願いいたします。

また、上記不具合により誤った控除額で住宅借入金等特別控除申告書を勤務先に提出された方につきましては、お手数ですが、年調ソフト（Ver2.0.3）にアップデートいただき、当該控除額が正しく計算されていることを確認の上、再度勤務先に提出していただきますようお願いいたします。

なお、アップデートした場合でも、過去に入力した氏名等のデータは引き継がれます。

納税者の皆様には大変ご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げます。